

① 件名
石巻市心の復興事業について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等での新たなコミュニティ形成が必要となる状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が求められており、国では、平成27年度から心の復興事業を実施している。昨年末、復興庁より、市内で完結する事業については、積極的に予算化を行い、地元で根付いた活動となるよう、市による心の復興事業を行ってほしい旨の要請があった。なお、昨年度、市内に限定して心の復興事業を行っている団体は12団体あり、団体には市と連携して取り組むことが求められている一方で、市には団体への支援が求められている。</p> <p>【目的】 避難生活の長期化や復興公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、安定的な日常生活を営む事ができるように、円滑な生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくりや、コミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した各団体の支援活動に必要な施策を支援するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年12月 7日 復興庁から市による心の復興事業の実施要望 平成29年 1月11日 平成29年度被災者総合交付金ヒアリング 2月 1日 平成28年度心の復興事業実施団体との意見交換会 3月 3日 平成28年度心の復興事業実施団体の関係課との調整会議 3月 7日 復興庁との調整会議（事業開始時期、限度額等）</p>
⑤ 主な内容
<p>以下の条件を満たす事業を実施する団体に補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象となる団体 心の復興事業の実施主体となる、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、ボランティア団体、協同組合等の民間非営利組織。</p> <p>2 補助対象事業 (1) 本市の被災者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。 (2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。</p>

- (3) 継続して実施される事業であること。なお、継続して実施とは、単発のイベント実施等ではなく、補助対象期間内に、被災者が継続的に参加できる事業を実施することを指す。
- (4) 被災者のニーズに対応した事業であること。
- (5) 支援団体等が実施主体となる事業であること。
- (6) 行政による他の補助制度により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。なお、本事業への同一主体による申請は1事業とする。
- (7) 事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。

3 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費（ただし、原則として賃借やリースでの対応とする）

4 補助金額等

補助率：補助対象経費の10分の10

上限額：1事業あたり200万円。ただし、事業実施の効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上限額に市長が認めた額を加算する。加算額は150万円を上限とする。

5 申請先

復興政策課

なお、申請にあたっては、事前に団体と連携する担当課を決め、担当課を通じて申請する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の心の復興やコミュニティ形成の促進等が図られる。

【市財政への負担】

3,500千円×10団体＝35,000千円

（財源は、被災者支援総合交付金を活用 10/10補助）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県：平成28年度より実施済。補助率、上限額ともに本市と同様である。

東松島市：平成29年7月より実施予定。補助率、上限額ともに本市と同様を予定。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年6月 第2回定例会に補正予算を計上

6月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱制定（7月1日施行予定）

7月上旬 公募開始

7月下旬 交付決定

⑨ その他